

市広聴第 2340 号
平成 30 年 3 月 30 日

一般社団法人横浜市工業会連合会
会長 榎本 英雄 様

横浜市長 林 文子



平成 30 年度横浜市予算に対する
産業振興に関する要望について（回答）

さきにご要望（平成 29 年 11 月 8 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1 操業環境の改善と地域活性化の取組み【重点】

都市化の進展によって、住宅とものづくり企業が混在する地域での操業環境はますます厳しさを増している状況にあります。地域の中心的な工場が移転したところへ大型商業施設や共同住宅等が立地したことなどで、操業の継続が難しくなった中小ものづくり企業の事例もあります。

中小ものづくり企業の衰退が懸念される事態を回避し、良好な操業環境を確保するため、内陸部の実態調査で明らかになった地域の実情に合わせて、共同住宅抑制、協定締結による建築主側への環境対策の指導強化、移転用地の確保及び移転の支援など対応策を強化し、バランスの取れた地域活性化に取り組んでいただきたい。

【回答】

内陸部の工業集積地域では、地域の実情に応じたまちづくり手法の活用等について、関係区局が連携し、地元との意見交換等を行っていきます。

また、工業集積地域において大規模な土地取引が発生する場合は、事前届出制度等を活用し、産業集積が維持されるよう誘導していきます。

建設される共同住宅については、関係区局が連携を図り、確認申請の際に「横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準」等の周知の強化を図っていきます。当指導基準においては、建築主に対して近接工場主等と協議を行ったうえで、協議結果や環境対策について報告書を提出いただくよう指導しているところです。建築主と近接工場主等との間で合意を得て協議を終えられるよう、引き続き建築主に対する指導を行っていきます。

一方で、住工混在が進んでいる地域において、製造業者と地域住民が

相互理解を深めるために、製造業者等が主体となり近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に対して、その活動経費の一部を補助することにより、住工共生を促進し、工場の良い操業環境の維持向上に寄与することを目的とした「住工共生活動応援事業」を平成 29 年 7 月から開始しています。

2 販路拡大等への支援【重点】

横浜の企業が東京や地方の展示会にグループで出展する際に、横浜のものづくり産業を横浜ブランドとして対外的にアピールできるような支援、自治体間の連携やネットワークを活用した展示会への出展支援などをお願いしたい。

また、横浜型地域貢献企業だけでなく、横浜知財みらい企業、横浜グッドバランス賞認定企業、健康経営認証事業所等の横浜市の認定制度全体で連携をとり、総合的に信用力の高い企業として、横浜のものづくりのブランド力を高める取組みや併せて申請の際の共通事項の簡素化等をお願いしたい。

さらに、市外展示会への出展など経費のかかる活動については、支援の充実強化をお願いしたい。

【回答】

「チーム de ものづくり」応援事業は、横浜市内の中小製造業を中心とする複数の企業等で構成される団体が実施する販路拡大及び技術力向上、人材育成等の取組に対し、その活動経費の一部を補助することにより、企業間の連携を促進し、市内中小製造業の競争力強化に寄与することを目的としています。

横浜型地域貢献企業やよこはまグッドバランス賞、横浜健康経営認証制度については、平成 29 年度に共通の事業説明チラシを作成するなど、相互にその認定・認証制度の認知度向上や事業への理解を深めていただくための取組を進めています。引き続き、それぞれの制度において認定・認証されている企業のブランド力が高まるよう、認定制度の魅力発信や認知度向上に努めるとともに、関係区局が連携しながら、事業を進めていきます。

グループでの市外展示会への出展は、今後の販路開拓や新たな連携企業の拡大において大変重要だと考えており、平成 30 年度から市外の展示会等に出展する際の支援を強化します。

3 ものづくり人材確保の推進【重点】

市内の学生の地元での就職志向は高いといわれますが、中小ものづくり企業の人材不足は、非常に深刻な課題です。

雇用確保に向け、中小ものづくり企業にインターンシップに来てもらえるような取組み、学校の就職支援担当者と企業との信頼関係を築くことができるような市内の高校・大学との交流促進、第二新卒者の求職情報の把握など、中小ものづくり企業への地元学生の就労に繋がる事業に

ついて、制度内容の充実、関係団体への働きかけなど、成果があがる取組みや支援をお願いしたい。

【回答】

市民向けの総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」において、市内在住・在学の就職を希望する18歳以上39歳以下の若年者を対象としたインターンシッププログラムを実施しています。

高校生のキャリア教育の一環としては、神奈川労働局と連携し、求職者と企業の採用担当者との面談の場である、高校生就職フェアを年2回開催しているほか、貴団体とともに関係区局が連携しながら、市内高校の就職担当者へオープンファクトリーなどのイベント周知を行い、参加を促します。

また、大学等のマッチング機会の提供としては、神奈川労働局・ハローワーク横浜と連携し、新規大学等卒業予定者及びおおむね既卒3年以内の求職者を対象とした合同就職面接会の開催や、地域住民と企業の交流の場創出に向けた取組等により、引き続き、若年者の就労支援を進めていきます。

更に、民間の就職情報サイト運営会社にヒアリングするなど、第二新卒者の情報収集を行いながら、中小製造業への就労に繋がる事業を進めていきます。

4 ものづくり活性化に対する支援

(1) 「チーム de ものづくり」応援事業の利用促進

「チーム de ものづくり」応援事業について、活用して成果をあげている事例を紹介する等によるPRなど利用促進に努めるとともに、地域工業会単位で実施する中小ものづくり企業の活性化に寄与する事業なども対象とするよう拡大してほしい。

また、グループでの展示会出展では、集客力のある主要な展示会は出展経費が高額となるため、現状利用できる助成制度の限度額を引き上げ、出展経費の2分の1程度となるよう助成制度の改善についてもお願いしたい。

【回答】

「チーム de ものづくり」応援事業については、本市ホームページへの掲載、中小企業庁の「中小企業応援サイト＝ミラサポ」への事業概要掲載、独立行政法人中小企業基盤整備機構の情報サイト「支援情報ヘッドライン」への掲載、市工連メールマガジンへの掲載などで、広く広報活動を行っています。今回ご要望のあった事例紹介も含め、今後も有効な広報に努めていきます。

グループで国内外の展示会に出展する際の支援として、「チーム de ものづくり」応援事業では、市内の中小製造業を中心とする複数の企業等で構成されるグループが実施する活動経費の一部を助成しており、展示会出展の際にもご活用いただけます。

また、出展経費等が比較的高額になる市外での出展等が対象となりま

すが、市外での出展等は、今後の販路開拓や新たな連携企業の拡大を図るためのPRにおいて大変重要だと考えており、平成30年度から市外の展示会に出展する際の支援を強化します。

(2) 中小企業がAI、IoTを活用していくための情報提供や相談の充実

世界的にAI、IoT技術を活用した新たなものづくりがこれからの時代の趨勢であり、中小企業においても、今後の経営戦略を立てるうえでAI、IoTの利活用は重要だと認識しています。

また、企業の省力化や人材不足を補う手段としてAI、IoTの活用が急速に進められています。

しかしながら、中小企業では関心は持っていますが、まずはIT化が先決であり、自社でどこからどう手を付ければよいか分からないという声も聞かれます。

そこで、IT化も含めた取組み事例の紹介などの情報の提供や初歩的な段階からの相談など、きめ細やかな対応をお願いしたい。

【回答】

市内中小企業のIT化に向けた様々な技術課題の解決に向けて、公益財団法人横浜企業経営支援財団が技術相談事業として実施しています。企業の皆様の要請により、ITの専門家をアドバイザーとして現場に派遣し、実態に即した解決方法を提案しています。

また、IoTを使った生産性向上の取組を紹介するPR映像を制作し、本市ウェブサイトに掲載するなど情報発信に努めています。

今後も企業の皆様が気軽にご利用いただけるよう、事業の周知に取り組んでいきます。

(3) 市外からの誘致企業の市内中小企業との取引額の増加

大企業が誘致され移転してきても、市内ものづくり企業への調達が増えるといった実感はありません。企業誘致に際して優遇措置を講じても、市内の産業を支えてきた企業への経済波及効果がないのでは、誘致してきた意義が半減してしまうように考えます。

そこで、中小企業振興に繋がるよう一層の取組みを進めていただくとともに、その経済効果についても検証するようお願いしたい。

【回答】

「企業立地促進条例」で認定した事業者の経営層に対して、建設及び事業活動にあたって、市内企業をできるだけ活用することを記載した依頼文を直接お渡しして強く依頼を行っているほか、市内企業からの問合せに対応する窓口を設置していただき、横浜商工会議所の広報誌「商工季報」で広報しています。

また、受発注商談会の開催に際しては、共同主催者である貴団体と連携し、より多くの大企業に発注側企業としてご参加いただけるよう努めるとともに、コーディネート事業により、大企業とのマッチング機会の拡充を図っていきます。

こうした取組により、今後とも、市内企業への発注等の働きかけを行っていきます。

なお、「企業立地促進条例」で認定した事業者に対しては、毎年、市内企業への発注実態調査を行っており、引き続き、状況把握に努めていきます。

(4) 事業承継支援の充実強化

事業承継については、相談からマッチングまで一元的に支援がなされるよう事業の充実強化を図るようお願いしたい。

【回答】

平成 30 年度においては、これまでの支援に加え、より一層企業に寄り添った継続的なサポートを行うために、公益財団法人横浜企業経営支援財団で個別訪問の拡充と併せ専門相談窓口を設置することで、支援体制を強化します。

また、引き続き、企業のニーズに幅広く対応できる支援を行うために、神奈川県や支援機関等と密に連携を図っていきます。

(5) 各種支援制度の充実

設備投資助成に関して、新たな生産方式の導入や経営改善等を目的とした設備の導入以外でも助成制度が利用できるよう、相談の段階からきめ細やかな対応をお願いしたい。

また、各種制度については、ニーズのないものは廃止する等、ニーズの高い制度や横浜市として特徴のある制度の充実を図っていただきたい。

【回答】

中小製造業設備投資等助成制度では、申請の前段階で制度の説明会及び個別相談を実施し、各企業の投資内容の確認及び適切な制度紹介を行っています。

また、各種制度については、社会情勢やニーズを踏まえ、制度の新設や改廃を行い、より一層の制度の充実を図っていきます。

5 人材確保、育成の取組み

(1) 市内中小ものづくり企業への理解の促進

市内の学生を地元企業への就職に繋げるには、学生に市内中小ものづくり企業へ目を向けてもらうことが必要だと考えます。

例えば、横浜型地域貢献企業など横浜市の企業に対する認定制度を活用した取組みを進めるとともに PR を積極的に行い、学生のものづくり企業に対する理解の促進に繋がるよう支援をお願いしたい。

また、各区における地元ものづくり中小企業への理解促進に繋がる取組みが共有され横浜市全体に広がるよう、引き続き区と局の連携の強化をお願いしたい。

【回答】

すでに連携している4区（金沢区、港北区、都筑区、戸塚区）との事業を一層強化すると共に、このような区局連携が、他区にも広がるよう働きかけを行います。

また、横浜型地域貢献企業支援事業では、平成29年度に創設した先駆的な取組や長年に渡り活動を続ける認定企業への表彰制度等を活用し、企業の取組事例の紹介などプロモーションの強化により、制度の認知度向上や魅力の発信に努めていきます。

(2) 社員教育・キャリア形成への支援

従業員のメンタルヘルス及びハラスメント対応などの精神的ケア、並びに教育をするための外部講師及びカウンセラーなどの派遣料の助成等、メンタルヘルス対策を企業が共同して進める場合も含め、心の健康づくりのための支援をお願いしたい。

また、中小企業は、社員の数が少ないために年齢構成に偏在がみられたり、社員数が少ないために第三者的な助言者・相談相手となる人がいないなど、職場への定着・離職防止対策が社内だけでは不十分な側面があります。そのために、若い社員を定着させるための制度として、社外メンター制度の設置などによる相談・助言の実施や若い社員同士の交流の機会を設けるなど定着・離職防止対策の支援をお願いしたい。

【回答】

本市では、「第2期健康横浜21」に基づき、「食生活」「運動」「休養・こころ」等を取組テーマとして、ライフステージに合わせて健康づくりの推進に取り組んでいます。

これらの取組の一環として、心身両面から働き世代の健康づくりを進めるため、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康増進等を経営的視点から捉え、戦略的に実践する「健康経営」の普及を進めており、「横浜健康経営認証制度」等を活用し、保健師や産業カウンセラーの派遣等を通じて企業等による健康経営の取組を支援しています。

引き続き、こうした取組を産業保健総合支援センターや地域産業保健センター、労働基準監督署等の関係機関と連携して行っています。

「横浜しごと支援センター」では、様々な労働相談に応じるとともに、各種労働実務セミナーを開催しています。

また、多様で柔軟な働き方の創出を目指す中小企業向けの相談窓口を設置し、人手不足解消や生産性の向上に向けた企業の取組を支援しています。

更に、職場への定着・離職防止対策の支援のひとつとして、「健康経営」の取組支援も行っています。

(3) 技術者育成支援の拡大

中小ものづくり企業が、国家資格などを取得した技術力の高い社員を擁することで、自社の価値を高めひいては市内ものづくり企業のブラン

ド力向上にもつながるとして、従業員の技能検定受験に関する費用助成に対するご支援をいただき実施しました。

実施開始年度である平成 29 年度には、補助金申請が多く予算上限に達したことから、一部の企業に対して補助金の交付を打ち切らざるを得ませんでした。そこで、技術者育成支援としてより多くの申込に応えられるよう当事業に対する横浜市補助金の増額をお願いしたい。

【回答】

ものづくり企業への資格取得支援については、平成 29 年度の実績等を確認しながら、引き続き、貴団体と調整し、事業の充実に取り組みます。

6 操業環境の整備・改善

(1) 金沢臨海部産業活性化への継続的な支援

経済局・金沢区と地元企業との連携により策定した活性化策については、29 年度から具体化に向け検討されていますが、30 年度以降の実施に向け引き続き産業活性化に向けた支援をお願いしたい。また、ものづくり企業の流出への対応策として、ものづくり企業の進出を促すよう情報発信に努めてほしい。

【回答】

平成 29 年度の取組としては、地域の新名称「LINKAI 横浜金沢」が決定され、今後新名称を用いた地域のブランド化を進めるべく、今後 10 年間のブランディングについて計画を作成することとしています。

平成 30 年度については、地域で計画に基づいた取組を進めていけるよう引き続き支援を行っていくとともに、情報発信も行っていきます。

(2) 建物密集地域における容積率の緩和

建物密集地域における住工混在の課題の解決に繋がる移転・整理促進については、容積率も大きな要素であると考えられます。

容積率の緩和により、建物密集地域においてその場所での建替え等が難しかった工場等の移転・整理の促進が図られることも考えられることから、防災上の観点にも配慮し、こうした地域における容積率の緩和をお願いしたい。

【回答】

容積率の緩和を認める制度としては、「横浜市市街地環境設計制度」があります。

本制度は、まちづくりの方針等に合致し、市街地環境の整備向上が認められる建築物について、高さや容積率の制限を緩和し、良好な市街地環境の形成を誘導する制度です。

本制度において、工業系地域で、工業の集積を維持し、又は工場の操業環境を保全しながら地域のまちづくりに貢献する建築物や、既成市街地における共同建替等を行う建築物で、市街地の環境の整備改善に寄与するものについては、一定の要件を満たすことで、容積率や高さの制限

等を緩和する基準を設けています。

(3) 他用途施設より高い工場緑化に対する負担の軽減

工場の緑化率は他用途の施設に比べ高い率となっており、29年度には重複緑地の算入割合が引き上げられましたが、工場の施設の老朽化対策や耐震補強等を促進するにはさらなる配慮が必要だと考えます。

緑化地域制度において、壁面緑化の算入方式の変更による実質的な緑化率の緩和、ヒートランド対策として効果のある工場の屋上緑化や壁面緑化等への補助、さらに整備後に毎年の負担となる維持管理経費への支援をお願いしたい。

【回答】

「工場立地法」は、工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われることを目的とする法律で、敷地面積 9,000 平方メートル以上又は建築面積 3,000 平方メートル以上の比較的大規模な工場を対象に、定められた基準の緑地等の設置を義務付けるものです。

本市では、平成 21 年 11 月には、工場の敷地外に一定の要件を満たした緑地を有する事業者に対し、緑地面積率への算入を認める「横浜市における工場立地法・敷地外緑地制度」を創設するなど、工場立地の円滑化と、工場緑化の促進の両立に取り組んでいます。

更に、平成 29 年度には重複緑地の算入割合の引上げに関する、「横浜市工場立地法市準則条例」の改正を行いました。

今後も、法の主旨をご理解いただくとともに、「工場立地法」の運用についてご協力をお願いします。

なお、本市では、平成 29 年 8 月の「都市緑地法施行規則」の改正に伴い、住居系用途地域で適用している緑化地域制度の緑化率の審査基準である「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」を一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。この改正により、基準を満たした整備を行う壁面緑化については、その鉛直投影面積の合計を算入できるようになり、「実質的な緑化率の緩和」となります。

緑化地域以外については、引き続き「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく緑化協議となっています。壁面緑化基準の改正については、今後対応を検討していきます。

また、横浜みどり税を財源の一部とした「横浜みどりアップ計画」により、市民が実感できる緑をつくる取組を進めています。

この中で、法令等の基準以上の緑化を行う市民・事業者に対する助成を行っています。そのうち、緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区においては、公開性や視認性のある屋上や壁面を緑化する場合、助成上限額の引上げや維持管理費の助成を行うなど、その支援内容を充実させています。

こうした取組により、引き続き、緑の創出・保全に取り組む市民・事業者の皆様を支援していきます。

(4) 圏央道：釜利谷 JCT～藤沢 IC 間の早期開通

圏央道の整備が進んでいますが、全体計画の中で特に釜利谷 JCT～藤沢 IC 間の開通予定は、平成 32 年度となっています。藤沢から海老名方面へのルートは、東名高速道路、中央高速道路の利用を考えると重要なルートです。

他の IC 間が本年度末には整備される予定とのことですので、圏央道のこの区間についても計画の更なる早期実現に努力をお願いしたい。

【回答】

横浜環状南線及び横浜湘南道路については、トンネルや橋梁工事など、沿線各地で工事を進めています。引き続き、事業者である国土交通省及び東日本高速道路株式会社と連携し、早期開通に向けて事業を推進していきます。

(5) 国道 357 号線八景島～横須賀市夏島及び同以南への延伸計画の早期実現

国道 357 号線の地域幹線道路としての有用性がますます増大しているなかで、八景島から夏島への延伸計画が中断しています。

また、夏島以南の横須賀市街地への延伸についても、横浜市南部から三浦半島湾岸地域にかけて産業活性化を図るうえで、重要な施策の一つと考えられますので、国道 357 号線八景島～横須賀市夏島及び同以南への延伸計画の早期実現に向け国土交通省への働きかけをお願いしたい。

【回答】

国道 357 号の横須賀への延伸については、国土交通省が中心となって「横須賀地区道路ネットワーク検討会」を設置し、早期着工に向けて検討を進めています。本市としても着実な整備が必要だと考えていますので、引き続き国土交通省に働きかけていきます。

(6) 国道 357 号線の金沢区鳥浜町～白帆地区間の車線の増設及び歩道の整備

平成 30 年以降においては、横浜南部市場にぎわい創出事業、並びに横浜ベイサイドマリーナ第 1 期地区及び第 2 期地区の開発計画が進行しており、国道 357 号線の金沢区鳥浜町～白帆地区間における交通量の増加が懸念されます。

周辺地域における交通安全及び工業団地の安全な操業環境確保のため、国道 357 号線の同区間の車線の増設及び歩道の整備をお願いしたい。

【回答】

国道 357 号の金沢区鳥浜町区間の車線の増設及び歩道の整備については、国土交通省にご要望をお伝えします。

7 その他

(1) 上瀬谷通信基地の跡地利用

上瀬谷通信基地の跡地利用に関して、横浜市が工業で発展してきた都

市であることから、ゲーム感覚でものづくりの楽しさなどが体験できる、IoTやAIも活用した未来型のものづくりテemapark建設の検討をお願いしたい。

また、建設にあたり、開発から完成までの地元企業への優先発注をお願いしたい。

【回答】

旧上瀬谷通信施設については、「米軍施設返還跡地利用指針」のほか、本市を含む広域的な課題解決や多様な市民ニーズに対応できる市街地を形成するという方向性を踏まえ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指して、土地利用の検討を進めています。

なお、旧上瀬谷通信施設は、約242ヘクタールのうち約45%が民有地となっており、現在は、土地所有者により設立された旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会と、農業振興や土地活用の具体化に向けて話し合いを行っているところです。

今後も引き続き、皆様からのご意見も参考にしながら検討を進めていきます。

(2) 「一斉帰宅抑制の基本方針」に賛同する企業への支援

横浜市の帰宅困難者対策基本方針における「一斉帰宅抑制の基本方針」に賛同する企業が増えていくよう、企業または社員数に応じた助成・補助、共同で備蓄を設けようとする取組みや、一時滞在施設における備蓄などに対する支援をお願いしたい。

【回答】

「横浜市震災対策条例」及び「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」において、事業者に対しては、従業員の施設内待機、待機するために必要な食料等の備蓄、家具の転倒、落下防止等について、自発的な取組をお願いしていることから、今のところ、その整備に対する本市からの助成・補助は実施していません。

なお、一時滞在施設には、帰宅困難者の受入れ人数に応じ、本市からビスケット、水缶、トイレパック及びアルミブランケットを備蓄品として提供しています。

(3) 市の発注事業における適正価格での下請けの受注及び市内中小企業の活用

市の発注事業における適正価格での下請け企業への発注については、市当局の努力により改善の傾向が見られますが、引き続き適正価格での下請けの受注への指導及び市内中小企業への優先発注をお願いしたい。

【回答】

本市では、本市発注工事の全受注者に対して、請負金額や市内中小企業の活用を含め、適正な下請契約を締結するように、文書による要請を行っています。

なお、文書には、下請契約における市内中小企業の活用、適正な評価に基づく下請けの選定、適正な下請契約の締結、代金の支払い等の適正

化、的確な施工体制の確立、一括下請けの禁止、建設労働者の雇用条件等の改善、元請け業者の指導責任、下請工事の検査及び目的物の引渡しなどについて、詳細に要請事項を記載しています。

(4) 横浜市民間保育所の建築主への税制面・建築面での支援

保育施設整備に関わっていると建物所有者が保育施設の提供を躊躇する例を見受けます。保育施設となる建物提供の促進を図るため、保育施設となる建物を提供しようとする者に対して、税制面・建築面での助成を要望したい。

【回答】

税制面において、平成 29 年度税制改正で保育施設（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業）への固定資産税の課税割合の特例措置が、国において定めた標準的な割合である「参酌基準」を 1 / 2 とする「わがまち特例」とされ、平成 30 年度から適用されます。これを受け、本市では参酌基準を超えて最大限に軽減する課税割合である 1 / 3 とする、「横浜市市税条例」の改正を平成 29 年 9 月に行いました。

(5) PCB 含有高圧変電設備機器の機器処分に関する支援

PCB 廃棄物処理助成の対象とならない微量 PCB 含有機器に関し、横浜市独自での分析調査及び機器の処分費用の助成・補助制度の創設や相談窓口の充実をお願いしたい。

【回答】

微量 PCB 含有機器に係る分析調査の助成については、国から交付された地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）を活用して、平成 22 年度から平成 23 年度の 2 年間に渡り事業を実施してきました。しかし、助成総額は想定の 3 割以下に留まりました。

機器の処分費用の助成・補助制度の創設については、大都市清掃事業協議会国家予算要望等において、「低濃度 PCB 汚染廃電気機器等の処理費用の負担軽減」として、他の自治体と連携しながら環境省へ要望しているところです。

また、PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向け、本市ホームページ等で情報の提供を進めるとともに、相談窓口の充実を図っていきます。

この旨ご了承いただき、貴連合会の皆様によりしくお伝えください。

